

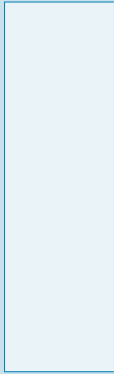
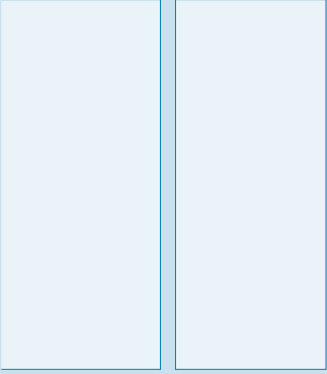




「中正な立場」から「独立した公正な立場」へと変更されたのです。「独立」とは、税理士の立場は課税庁及び納税者のいずれにも偏らないということで、「公正」とは「合理的でかつ正当であることを内容とする」という積極的な性質のもの」です。この二つの言葉が組み合わさることで、税理士には自らの判断で主体的に行動することが求められています。

当初の税理士法改正案には「申告納税制度の理念にそつて」という言葉は含まれていませんでした。しかしながら、民主的な納税制度である申告納税制度の下における税理士制度のあり方とその機能を明確にするため、参議院において修正案が提出され、この文言が加えられたという経緯があります。申告納税制度は国民主権の下で必然的に確立したもので、税理士が申告納税制度の理念に沿うことは国民主権を維持するために不可欠のものであり、税理士の使命の根

らに確



通達を頼りにしている税理士は  
多いと思いますが、わが国の租  
税制度の発展に大きくご貢献さ

や感染症対策に対応する必要性からFAQやQ&A等を活用し機動的な運用をしていますが、独自に決定したルールが課税の根拠となり得る危険性について我々は租税法主義の範囲内で運用されているか、という視点を意識しなければならぬと思います。

**菅野** そうですね。詳細型の情報に基づいて仕事をするという場面もありますし、質疑応答事例やタックスアンサーなどは、

私も参考にします。おそらく皆さんもそうだと思います。

このように、私たち税理士を取り巻く情報には、様々なものがあり、税実務では、それらを参考にして、スムーズに業務れらるすが租税法主義という基を、れてはなりませぬ。法川げVも<sup>鼎</sup>されるもぶだというめとす。したが、喩て、やれらの情報は租税法主義の範囲内で運用されなければなりませぬ。



最高裁は評価通達によらない「特別な事情」があるとして、不動産鑑定評価額を課税価格としました。つまり評価通達6項の適用が是認されたのです。

財産評価基本通達6項は「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」というものです。これが事実上、

是認された形となりました。

評価通達によらない「特別な事情」について、最高裁は単に通達評価額と鑑定評価額との間





るものではなく、もっと早い段階でむしろ税理士の日々の税実務においてこそ、求められるものだと思います。

もっと具体的にいえば、申告の準備段階である日々の巡回監査でこの考え方に沿った申告準備をすることが重要だと考えます。この法的な考え方を前提とした巡回監査の実施によって正確な事実認で猫躰玉紛缸轟踴羌

丈皇い犂千端死  
間丁  
坊前